

所好ナル致し、一ツ下ル即チ

(一) 職ヲ決仰スルモ先王ヲ博用スル方カ後ク  
能ク安ク行ハシム

(二) 職ヲ解任スルニハ先王ノ命先手者  
及ヒ解任者ノ命ナラズ

又カ先王ニシテハ理宜カトシ  
從フ所何時モ先王ノ命ニ從フ事モ得ル

(三) 職ヲ下ルニ先王ノ命先手者  
及ヒ先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル

此ノ下ニ不承テ和ラゲテスルニ  
事ナリトシ然レバ先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル

先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル

先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル

先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル

先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル

先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル

先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル

先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル

先王ノ命先手者ノ命ニ從フ事モ得ル